

1 事業計画

事業名称	
事業実施期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業区分	<p>※以下の区分ごとにそれぞれ1回ずつ申請可能です（一度に両方選択することも可。）。</p> <p><input type="checkbox"/> 専門家による研修事業</p> <p><input type="checkbox"/> キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業、事業のデジタル化・オンライン化及び消費者向けの普及・周知・PR事業</p>
事業の目的・概要	<p>（キャッシュレス化又はデジタル化の普及・促進に資する取組に限ります。）</p> <p>【目標】 ※必ず御記入ください。（例）売上●%増、運営側の作業時間●%減少、研修後のキャッシュレス決済導入意向の会員●%以上 等</p>

2 事業経費 【本市の他の補助金の交付を受ける場合、同一事業については申請できません。】

※実施しない事業区分の欄は、空欄で結構です。

※税抜き金額で記載（消費税は補助対象外です）

(1) 事業区分「専門家による研修事業」に係る事業経費 (単位：円)

項目	支出先(予定)	税抜き金額
合 計		(A) 円

(2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」に係る事業経費 (単位：円)

項目	支出先(予定)	税抜き金額
合 計		(A') 円

3 収入（国、府、他団体等からの補助金がある場合のみ記入）

本補助金に申請されている事業（取組）で、重複して他の補助金を申請されている場合に、補助金交付（予定）額を記入してください。**本補助金の申請内容以外の事業（取組）で他の補助金を申請されている場合は、記入不要**です。

※実施しない事業区分の欄は、空欄で結構です。

※事業区分ごとの補助金の額が不明な場合は、全額（B'）に記載してください。ただし、その場合の（B'）が（A'）を上回るときは、その上回る額を（B）に記載してください。

(1) 事業区分「専門家による研修事業」に係る他の補助金

補助金名	補助金交付(予定)額
	円
	円
合 計	(B) 円

(2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」に係る他の補助金

補助金名	補助金交付(予定)額
	円
	円
合 計	(B') 円

【注意】・特定の事業を補助するものではない、給付金額は除きます。

- ・同一の補助事業（取組）について、国や府の補助金と重複して本補助金を申請される場合には、補助金の受取額の合計が事業費総額を上回ることはないよう、御注意ください。

4 補助申請額 【注意】(A) (A') (B) (B') (C) (C') (D) (D') (E) は千円未満の端数は切り捨てず、

補助申請額欄に記載の際に千円未満を切り捨てて記載してください。

(1) 事業区分「専門家による研修事業」

(A) 円	－	(B) 円	=	(C) 円
(C) 円	×	補助率 2 / 3	=	(D) 円 上限額 300,000 円

(2) 事業区分「キャッシュレス・Wi-Fi環境整備事業」「事業のデジタル化・オンライン化」「消費者向けの普及・周知・PR事業」

(A') 円	－	(B') 円	=	(C') 円
(C') 円	×	補助率 1 / 2	=	(D') 円 上限額 1,000,000 円

(3) (1) と (2) の合計

(D) 円	+	(D') 円	=	(E) 円 上限額 1,000,000 円
-------	---	--------	---	--------------------------

5 補助申請額

(E) 円	-	既に交付決定を受けた額 円	=	(F) 円 税抜き、千円未満切り捨て
-------	---	---------------	---	-----------------------

(京都市記入欄)

以下のとおり申告します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業並びにそれらに類似する業種を営む者（ただし、第2条第6項第4号に規定するものを営む者を除く。）ではありません。
- 申請者は、営業に関して必要な許認可等を取得しています。
- 申請者は、京都市税の滞納はありません。
- 申請者は、併給禁止の条件のある他の補助金を受給していません。
- 同一内容で国や府等に同様の補助金を申請する場合は、本補助金の補助申請額（交付決定済みの場合は交付決定額）を報告します。また、国や府等への申請情報の照会に同意します。
- その他、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。
- 申請時に提出した書類一式について、返還（コピーの送付を含む）を求めません。
- 本補助金に申請する事業は、申請する商店会や団体等の全体の活性化に寄与する事業です。会員から疑義が出た場合は、求めに応じ、本事業を実施することとした機関決定に係る資料（理事会資料、議事録等）を提出します。
- 京都市商店街等キャッシュレス・DXチャレンジ支援事業補助金交付申請書の記載事項及び関係書類の内容確認に求められた根拠資料を提出しない場合、記載事項が虚偽であった場合又は上記の申告に虚偽があった場合は、補助金を一括返還します。

団体等名

代表者(職)・氏名
